

昭島市職員措置請求結果

昭島市監査委員

昭 監 第 7 6 号
令 和 4 年 1 月 7 日



監 査 請 求 人
 (省 略)
代 理 人
 (省 略)

昭 島 市 監 査 委 員 中 村 徹
昭 島 市 監 査 委 員 赤 沼 泰 雄

昭 島 市 職 員 措 置 請 求 に つ い て (通 知)

令和3年12月1日付けで受付、受理をした住民監査請求については、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

1 請 求 の 要 旨

請求書記載事項及び事実を証する書類により請求の要旨、求める措置について次のように解した。

- (1) 大神町水辺の散歩道の街路灯消灯、看板の作成設置について
都市整備部（時期により担当は異なる）は、平成21年から27年、平成29年から令和元年「水辺の散歩道の街路灯消灯のお知らせ」「街路灯消灯のお知らせ」と題する看板を作成・設置したが、立川堀の氾濫、湧水の状況から、ホタルの自生・育成は不可能であり、上記看板の作成・設置は不必要であり不当である。その結果、昭島市に上記看板作成・設置費用相当額の損害が生じた。

【求める措置】

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。「水辺の散歩道の街路灯消灯のお知らせ」ないし「街路灯消灯のお知らせ」と題する看板の作成・設置を中止し、同看板作成・設置に関する各支出を停止せよ。

(2) 教育推進計画事業における教育活動支援者謝礼の支払いについて

教育委員会は、平成28年から令和元年、〇〇〇〇氏に対し、「水辺の楽校」と題する活動に関し、教育活動支援者としての謝礼の支払いをしたが、立川堀の氾濫、渇水の状況から、ホタルの自生・育成は不可能であり、「立川堀に生息するホタルの講話」は不必要であり不当である。「立川堀に生息するホタルの講話」に対する費用の支出は不当であり、昭島市に上記費用相当額の損害が生じた。

【求める措置】

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。「水辺の楽校」と題する活動を中止し、「立川堀に生息するホタルの講話」に対する教育活動支援者としての謝礼の支払いを停止せよ。

(3) ホタルマップの作成

昭島市は、ホタルマップを作成したが、立川堀の氾濫、渇水の状況から、ホタルの自生・育成は不可能であり、ホタルマップの作成は不必要であり不当である。その結果、昭島市にホタルマップ作成費用相当額の損害が生じた。

【求める措置】

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。ホタルマップの作成を中止し、同マップ作成に関する各支出を停止せよ。

2 請求の趣旨及び求める措置並びに事実を証する書類 別紙のとおり（省略）

3 結論

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、必要な措置を請求できるものである。すなわち、住民監査請求の対象は、普通公共団体の執行機関または職員について、違法、不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定され、①から④に示す行為については、その行為がまだ行われていなくても、行われることが相当の確実さをもって予測される場合には、住民監査請求を行うことができるとされている。また、法第242条第2項では、対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときには、住民監査請求を行うことができないとする期間の制限が定められている。しかし、対象となる行為が1年を超えてから初めて住民に明らかとなった場合等「正当な理由」があるときには、例外として住民監査請求が認められる。

本請求は、各事業の実施とそれに伴う公金支出が不当であるため、それらの停止を求めるものである。

まず、事業の当・不当の問題は、市の財務会計上の行為との直接の関わりを離れた、総合的な判断を前提とする市の行政施策、教育行政の運営上の問題と解される。非財務会計行為たるあらゆる行政施策は、その帰結として公金支出その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて原因となる非財務会計行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く是認されるとなると、法第242条第1項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度趣旨を逸脱する。住民監査請求は、財務会計上の行為に対し、判断を行うものである。

次に、今後の公金支出の停止を求める請求について、法第242条

第1項の「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解される（大分地裁平成11年9月20日判決）。しかし、本請求の対象である各事業においては、そのような事情を見出すことはできない。よって、住民監査請求の対象とはならないと判断した。

なお、本請求の3件の事業は、その実施時期が何れも請求の時点で法第242条第2項の請求期間を経過している。市が住民に対し秘密裏に実施した事業等ではないことは明らかであり、請求者が事業の実施を知りえず、請求を行えなかった理由を求める状況にはないと解する。

以上により、本請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるから、却下とすることを合議により決定し、以下に判断の経過を示す。

（1） 大神町水辺の散歩道の街路灯消灯、看板の作成設置について

当該請求については、請求者より提出された事実を証する書類により、対象となる行為は明らかであることから、監査を実施するにあたり現在の当該業務担当課を特定するため、監査事務局において確認を行った。請求者より提出された事実を証する書類は、財務会計行為に先行する街路灯消灯に関する起案書及びその添付資料であり、最新で令和元年5月から6月に実施した事業に関するものであったためである。確認を行ったところ、当該行為である看板の作成設置は、令和元年度を最後に実施されていないことが判明した。

（2） 教育推進計画事業における教育活動支援者謝礼の支払いについて

当該請求については、請求者より提出された事実を証する書類により、対象となる行為は明らかであることから、監査を実施するにあたり現在の当該業務担当課を特定するため、監査事務局において確認を行った。請求者は、前述のとおり、「立川堀に生息するホタルの講話」に対する費用の支出を停止するよう

求めているが、この支出は令和元年度まで実施されていたもので、その後において支出はないことが判明した。

(3) ホタルマップの作成

当該請求については、請求者より提出された事実を証する書類により、対象となる行為は明らかであったことから、監査を実施するにあたり現在の当該業務担当課を特定するため、監査事務局において確認を行った。提出されたホタルマップ(写し)には、発行時期及び発行等を示す担当部局の記載はなく、確認したところ、ホタルマップは、平成17年度以降作成されておらず、以後支出はないことが判明した。